

本学大学院法学研究科 北村徳志(とくし)さん 日税研究賞を受賞

本学大学院法学研究科卒業の北村徳志さんが、『第36回日税研究賞（研究者の部）』を受賞されました。大変名誉ある賞で、法学部同窓会としても嬉しいことです。北村徳志さんは、1980年生まれ、早稲田大学を卒業後、自分自身の裁量で仕事のできる税理士をめざして本学大学院法学研究科に入学、平成25年に卒業されました。

今回、法学同窓会広報部の三浦利和部長が北村さんにインタビューを行いました。

—このたびの受賞おめでとうございます。同窓会としては大変嬉しいことなのでお話を聞かせていただきに来ました—

ありがとうございます

—日税研究賞の論文に応募する切っ掛けは、—

法学部研究科に入学したとき、租税法研究の水野恵子教授から勧められ応募しました。研究と税理士事務所勤務の傍らでの論文作成は、大変でしたがとても有意義でした。受賞できたのは水野先生はじめ、周りのみなさんのおかげだと感謝しています。今後もこのテーマは自分のライフワークと位置付けていきたいと思います。

—従来論じられない難しい問題と審査評論されていますが、なぜ取り組もうと—

大学院法学研究科にて講義を受け、研究の傍ら税理士事務所に勤務しており、取引先の企業が海外進出を図り、事業展開をしていくうえで、海外での企業が抱える課題・要望にニーズを感じ税務面でサポート出来ればと取り組みました。

—今後がんばってよい仕事をしてください—



日税研究賞とは、公益財団法人 日本税務研究センターと日本税理士会連合会の共催で、租税等に関する研究の奨励及び、研究水準の向上に寄与することなどを目的とし、租税法、租税制度、租税論、租税行政、税理士制度及び税務会計に関する論文を募集し、優れた作品を選出、顕彰しております。また、入選した未公表論文については、『入選論文集』として印刷製本し、広く一般に公表されます。

入選論文は、『国際的な関連法人間取引と寄付金課税』と題し、移転価格税制について定める租税特別措置法66条の4 第1項の独立企業間取引価格による課税に規定と第3項の寄付金不算入規定との関係を論じたものであります。(詳細は、『第36回日税研究賞論文集』にて)

<関連リンク>

<http://www.jtri.or.jp/award/>